

(2) 中学校の生活について

令和 7 年 4 月確認

「中学校の生活について」はみなさんが安心・安全に学校生活ができるためのルールです。また、社会に出たときに守るべき法律やルールを理解するための基礎になるものと考えます。みんなの力で、集団生活をよりよいものにしていきましょう。

1 通学方法について

(1) 徒歩通学 交通ルールをよく守ること。蛍光タスキの着用（後期）

(2) 自転車通学 自転車乗用許可願を提出し、許可された者

(3) バス通学 (許可区域の制限なし)

〈自転車通学注意事項〉

①ライト・ブレーキ・ハンドルなどはいつも整備しておく。

②不必要な付属品・飾りなどは禁止する。

③サドルの高さは、停車して両足が軽く地面につく程度にあわせる。

④うしろに荷台のあるもの（通学バッグは背中に背負い、通学バッグに入らないものは自転車の荷台にくくりつける。自転車の運転に支障のない軽い荷物は、前かごに入れてもよい。）

⑤指定された位置に鑑札ステッカーを貼る。（許可願をもとに学校で配布します。200円）

⑥必ずヘルメットを着用すること。（安全基準に適合し、自分のサイズにあったもの）

⑦蛍光タスキを着用すること。（後期）

⑧自転車保険に加入していること。（義務）

⑨雨具については指定しないが、カッパを使用すること。

2 頭髪等について

中学生らしい身だしなみを心がける。

・パーマ、縮毛矯正、ストレートパーマは禁止とする。

・整髪料の使用や脱色・染色などはしない。

・髪が肩に掛かる場合は、ゴムでまとめる。

・前髪が目にかかる場合は、ヘアピン等で留めるなどして目に入らないようにする。

・眉毛は、剃ったり抜いたり切ったりしない。

3 通学カバンについて

背中に背負うことができるタイプのものであれば、形・色ともに自由とする。

4 服装について

令和5年度入学生から八女市立中学校標準服（以下「新制服」と称する）を導入する。移行期間は3年間で、令和7年度入学生までは、新制服または旧制服のどちらでもかまわない。令和8年度入学生からは、新制服に完全移行となる。

服装についての決まりは、誰もが安心して生活できる学校・自分を作るためのルール。制服の変形等をしないこと。

(1) 新制服を着用する場合

①ボトムス

スラックス（ベルトを着用）・キュロット・スカートの3種類

②トップス

冬服・・・白のシャツ（無地）の上にブレザーを着る

夏服・・・白のシャツ（無地）

※冬服・夏服の移行については、気候・気温に応じて各自で判断する。

※白のシャツ（無地）は八女市指定のもの。

※シャツとブレザーの間にセーター、ベスト、カーディガン（黒・紺・グレー・白・茶の単色とする。）を着用してもかまわない。

※冬服ブレザーを着用せずに、セーター等のみ着用することは認めない。

(2) 旧制服を着用する場合

① 学生服

夏服・・・白のポロシャツ、ストレートズボン

冬服・・・学生服、ストレートズボン

※ポロシャツ、ストレートズボン、学生服は学校指定のものとする。

※冬服・夏服の移行については、気候・気温に応じて各自で判断する。

② セーラー服

夏服・・・白のポロシャツ、スカート

冬服・・・セーラー服、スカート

※ポロシャツ、スカート、セーラー服は学校指定のものとする。

※スカートは切ったり、折り曲げたりせずに着用すること。

※冬服・夏服の移行については、気候・気温に応じて各自で判断する。

(3) その他

① 名 札

・プレート型の場合、左胸に糸でとれないように、しっかりとつける。
(縫い糸は目立たない糸を使用する)

・クリップ、安全ピン型の場合、胸ポケットにつける。

② ネクタイ・リボン (新制服)

・儀式的行事等の場合はネクタイ、リボンを着用する。

③ くつした

・くつしたの色は単色とする。(黒・白・紺)

※(ワンポイントは可、ラインは2本まで可)

④ ベルト

・装飾品のついていない、華美でないものとする。

④ 防寒着

・基本的に自由であるが、華美でないもの。

・マフラー等については、登下校時に危険にならないもの。

(4) 体育の授業時の服装

・学校指定の体操服を使用すること。

(5) 靴の使用について

① 通学用と運動場での体育用を兼用できるもの。

・運動靴(布製、合成皮革のどちらでもよいが、あまり高価ではないもの。ただし体育のできる靴であること。ハイカットは禁止)

・色については自由とする。

・メーカーは指定しない。

② 体育館シューズ(学校指定)

③ 室内用スリッパ(緑、学校指定)

5 その他

・刃物類(はさみやカッターナイフ)は学校で用意するため、学校に持ち込まない。